

(令和7年度予算分) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 京都府笠置町

本事業の担当部局名 保健福祉課

事業メニュー	結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム				
区分	都道府県主導型市町村連携コース				
関連事業メニュー	4.2 結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム(都道府県主導型市町村連携コース)				
個別事業名	笠置町新婚世帯住宅支援事業		新規/継続 (一般財源での 実施も含む)		継続
実施期間	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	事業開始年度	令和3年度
総事業費(A)(円)	600,000	寄付金その他の収入予定額(B)(円)	0	差引額(A-B)(円)	600,000
対象経費支出予定額(円) ※補助率を乗じる前の額	600,000				
費用内訳(円)	個別事業の内容のとおり				
自治体における少子化 対策の全体像及びその 中での本個別事業の位 置付け	<p><自治体における少子化対策の全体像>※全事業共通 若者の近郊都市への流出が顕著であることから、結婚から子育て期までの切れ目のない支援を行うことによって、若者層の流出に歯止めをかけ、人口減少を食い止め、地域コミュニティの維持を図る。</p> <p><本個別事業の位置付け> 笠置町子ども・子育て支援事業計画では「子どもは宝、地域全体で応援していくために」を基本理念として、各種の子育て事業を位置付けており、次期総合計画や総合戦略においても子育て支援施策を位置付け、事業を展開していく。</p>				

個別事業の内容	1. 概要			
	【対象費用】			
	<input type="radio"/>	住宅取得費用	<input type="radio"/>	住宅リフォーム費用
	<input type="radio"/>	住宅賃借費用	<input type="radio"/>	引越費用
	【補助対象要件】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載			
	所得要件	国基準	夫婦の合計所得が500万円未満	
		自治体独自基準		
	年齢要件	国基準	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	
		自治体独自基準		
	【補助上限額】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載			
29歳以下の場合	国基準	各費用に係る合計が60万円		
	自治体独自基準			
39歳以下の場合	国基準	各費用に係る合計が30万円		
	自治体独自基準			
【その他独自要件】				

2. 申請見込

①新規世帯見込 2 世帯

上記のうち	ともに29歳以下	1	世帯
	その他	1	世帯

②継続補助世帯見込 0 世帯

(継続補助規定の有無) 無

【世帯数積算根拠】

実績がないため、各世帯数1で見込む

(参考)

【令和7年度申請状況】 実施中

申請世帯数見込	1	世帯
～12月(実績)	0	世帯
1月～3月(見込)	1	世帯

【金額積算根拠】

<上限額>

(29歳以下)	1	世帯	×	600,000	円	=	600,000	円
(その他)	1	世帯	×	300,000	円	=	300,000	円
				(継続補助)			0	円
				合計			900,000	円

<左記の上限額の合計を使用しない場合の積算>

(29歳以下)	1	世帯	×	600,000円	=	600,000円
(その他)	1	世帯	×	300,000円	=	300,000円

3. 広報の実施予定

町HP等で広報予定

	KPI項目	単位	目標値(時点)	現状値(時点)	
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※全事業共通	出生数	人	4 (R9)	—	
	子育て世帯の転入数	世帯	1 (R9)	—	
参考指標 ※全事業共通	項目	単位	直近の実績値(時点)		
	合計特殊出生率		1.09 (R4)		
	婚姻件数	件	1 (R7)		
	婚姻率		0.97 (R7)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標	KPI項目	単位	目標値(時点)	現状値(時点)	
	番号	項目			
		(アウトプット)			
	①	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100 (R8年度)	—
		(アウトカム)			
	①	結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラムに関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50 (R8年度)	—
②	結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラムに関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	50 (R8年度)	—	